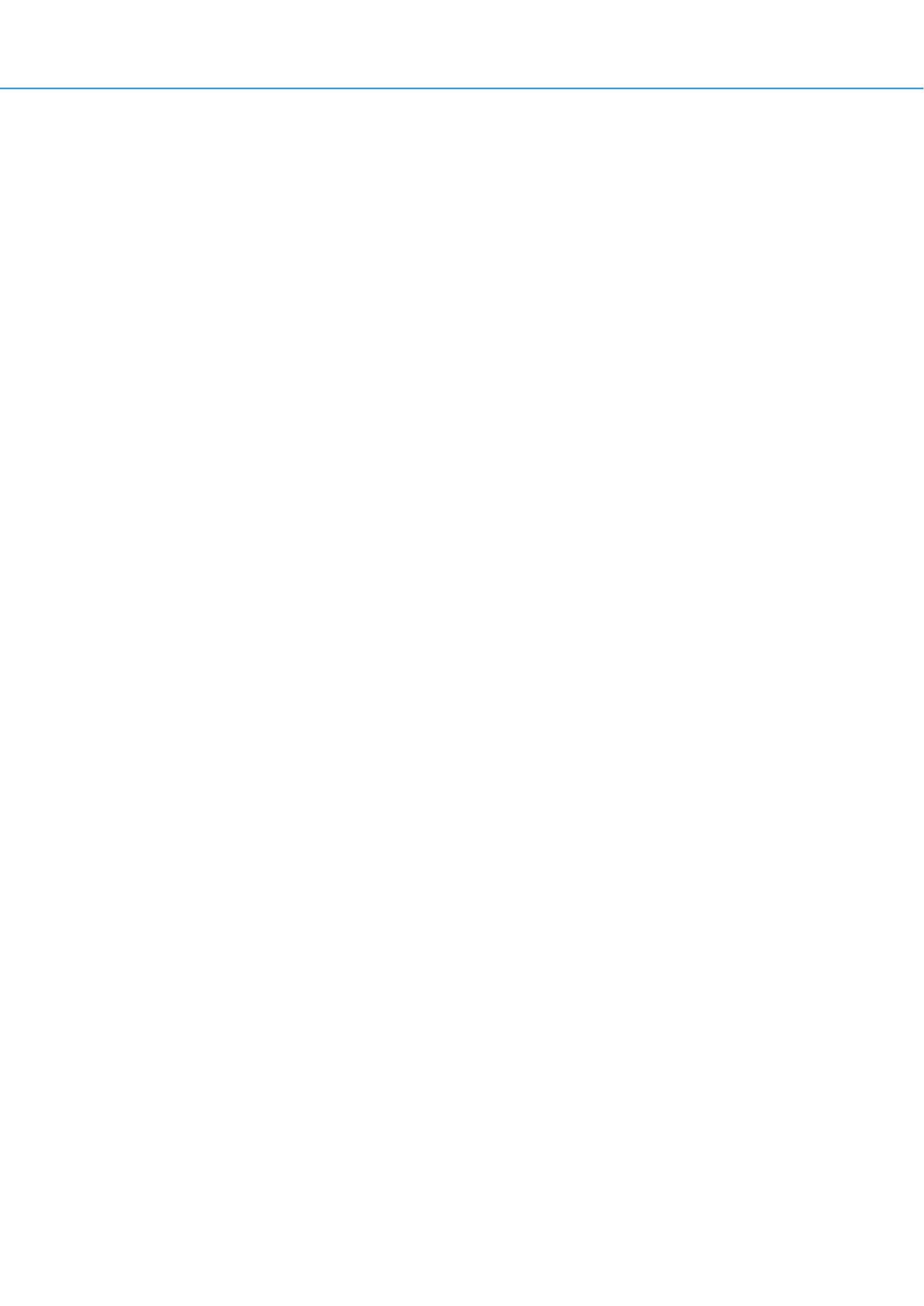


南三陸町 生活排水処理基本計画 【改訂版】

令和7年12月





生活排水処理基本計画

1 計画期間・計画目標年度

生活排水処理基本計画【改訂版】（以下「本計画」という。）の計画期間は、令和8年度から令和12年度までとし、目標年度は令和13年度とします。

2 基本方針

以下に「南三陸町第3次総合計画（令和6年3月）」及び「第2次南三陸町環境基本計画（令和8年1月）」における生活排水に関する主要事務業務を示します。これらの計画における方針の考え方を踏襲する形で、本計画の基本方針を定めるものとします。

南三陸町第3次総合計画

【基本政策Ⅳ・生活環境の整備・健全で効率的な上下水道事業経営の推進】
「上下水道の施設について、適正な維持管理を行い安全・安心な水の供給に努めます。また、水道ビジョンや下水道経営戦略に基づき、健全で効率的な上下水道事業経営の推進を図ります。」

第2次南三陸町環境基本計画

【安全で安心して暮らせるまち・水環境の保全・水資源の保全と活用】
「合併浄化槽推進事業：下水道処理区域及び漁業集落排水処理区域以外の地域で生活雑排水による水質汚濁を防止するため、循環型社会形成推進交付金を活用して、合併浄化槽等の設置に要する経費の一部を補助します。」

(1) 住宅に対する合併処理浄化槽の普及

本町では、東日本大震災後、「安全な場所に住む」という考えを津波対策の大きな柱にして、高台への集団移転を促す「防災集団移転促進事業」を進めてきました（東日本大震災前に公共下水道処理区域だった志津川市街地と波伝谷集落排水処理区域は、災害危険区域として指定され住宅の建設を規制しました。）。このことから、高台等に建設する住宅は、合併処理浄化槽の普及を推進し、生活排水等を処理することとしています。処理については、被災を免れた衛生センターと、東日本大震災後に新設された南三陸BIO（バイオガス事業）において、町内から排出される生活排水や合併処理浄化槽の清掃時に発生する浄化槽汚泥を処理します。なお、特定環境公共下水道事業と袖浜地区集落排水施設の処理区域は、東日本大震災で被災したものの災害危険区域外の区域もあることから、現行処理を継続しています。

(2) 単独処理浄化槽設置家庭に対する合併処理浄化槽への設置指導

単独処理浄化槽を設置している家庭については、生活雑排水の適正処理を進めるため、合併処理浄化槽への転換等を推進します。

(3) 集合処理または個別処理による合併処理浄化槽の整備

今後行われる宅地開発については、開発の規模に応じて、集合処理又は個別処理による合併処理浄化槽の整備を推進します。

3 生活排水の処理目標

(1) 生活排水を処理する人口や処理率等の目標

① 処理形態別人口の目標

処理形態別人口について、以下のとおり目標を定めます。

表1 処理形態別人口の目標

	現在（令和7年3月）	目標年度（令和13年度）
1 行政区域内人口	11,229人	9,437人
2 計画処理区域内人口	11,229人	9,437人
3 水洗化・生活雑排水処理人口	8,440人	7,031人

② 処理率の目標

前述の処理形態別人口を達成する際の生活排水処理率は、以下のとおりとなります。

表2 処理率の目標

	現在（令和7年3月）	目標年度（令和13年度）
生活排水処理率	75.2%	75.4%

表3 処理区域内人口の目標

	現在（令和7年3月）	目標年度（令和13年度）
1 計画処理区域内人口	11,229人	9,437人
2 水洗化・生活排水処理人口	8,440人	7,115人
①下水道	729人	693人
②合併処理浄化槽	7,604人	6,330人
③漁業集落排水処理施設	107人	92人
3 水洗化・生活雑排水未処理人口（単独処理浄化槽）	293人	244人
4 非水洗化人口	2,496人	2,078人
5 水洗化率	75.2%	75.4%

③ し尿・浄化槽汚泥等の収集量の目標

前述の処理形態別人口及び生活排水処理率を達成する際のし尿・浄化槽汚泥等収集量の目標は、以下のとおりです。

表4 し尿・浄化槽汚泥等収集量の目標

	現在（令和7年3月）	目標年度（令和13年度）
汲み取りし尿	2,833KL/年	2,233KL/年
浄化槽・漁業集落排水汚泥	7,163KL/年	5,963KL/年

(2) 施設及びその整備計画の概要

今後においても生活排水を施設で処理し、水質改善を図るため、町内各地区の実状に応じた処理方式を採用し、可能な限り施設整備を進めるものとします。

① 合併処理浄化槽等

合併処理浄化槽等については、以下に示す計画に基づき整備を進めます。

施設の種類	計画処理区域	整備予定年度
特定環境公共 下水道	認可区域	令和8年度～ 令和12年度
漁業集落排水 処理施設	集合処理（袖浜）	令和8年度～ 令和12年度
合併処理浄化槽	特定環境公共下水道認可区域並びに漁業集落排水処理区域以外の個別処理区域全域を対象	令和8年度～ 令和12年度

② し尿処理施設

し尿・汚泥の収集・運搬は、現在の形態で維持します。処理施設である衛生センターは、昭和62年の供用開始以来38年を迎え、益々老朽化が進むため適切な補修・維持管理等を行います。

なお、本町が推進する合併処理浄化槽の推進等により、今後、合併処理浄化槽の普及が見込まれ、それに伴い、衛生センターでの処理量も増加することが想定されるため、当該施設の負荷を軽減する必要があります。

本町では、循環型社会を目指し策定した南三陸町バイオマス産業都市構想が国（農林水産省他7府省）の認定を受け、この中のバイオガス事業を平成27年度から民設民営により進めています。

このバイオガス事業では、生ごみと衛生センターから排出される余剰汚泥の処理を民間に委託しており、引き続き衛生センターの負荷を軽減していきます。

4 生活排水の処理区域及び主体

(1) 計画処理区域

本町においては、生活排水の殆どが、水路、河川等を通じて最終流末である志津川湾に流れ込む状況にあります。したがって、町内全域の生活排水を処理対象とします。

(2) 生活排水の処理主体

将来における本町における生活排水の処理主体は、現状と同じく以下のとおりとします。

表6 生活排水の処理主体

処理施設の種類	し尿及び生活排水等の種類	処理主体
(1) 公共下水道	し尿及び生活排水	南三陸町
(2) 漁業集落排水処理施設	し尿及び生活排水	南三陸町
(3) 単独処理浄化槽	し尿	個人
(4) 合併処理浄化槽	し尿及び生活排水	個人
(5) し尿処理施設	し尿及び浄化槽汚泥	南三陸町

5 実施施策

(1) 計画的なし尿収集業務の推進

し尿については、現在、各家庭からし尿処理施設までの収集運搬を町が民間業者に委託して実施しています。浄化槽整備が進む中で、し尿の発生量も変化していくことを踏まえ、今後の収集及び処理体制について検討を行います。

(2) 公共下水道や漁業集落環境の整備、合併処理浄化槽の整備

集合処理区域においては、公共下水道整備及び漁業集落環境整備などにより、また、単独処理区域においては、合併処理浄化槽の整備により、生活排水を処理します。

- ・ 本町の災害公営住宅の生活排水は、集合処理区域以外は合併処理浄化槽により行い、歌津中学校上災害公営団地については下水道とします。
- ・ 公共下水道認可区域外の個別処理区域に対しては、循環型社会形成推進交付金を活用しながら、認可区域内の町民負担とのバランスを考慮し、随時事業量を見直すとともに、浄化槽の設置に向けた町民への啓発活動と合わせ、住宅建設時又は住宅改修時の指導徹底を図ります。
- ・ 単独処理浄化槽設置者には、住宅改修時等に合併処理浄化槽への切替を推進します。

(3) 啓発活動の実施

町民に対し生活排水対策の必要性、浄化槽の適切な管理・清掃の重要性などを認識していただくよう、広報等により啓発活動を実施します。

- ・ 家庭でできる排水対策と併せ、町の合併処理浄化槽補助制度を、広報等を通じ周知し、合併処理浄化槽の普及に努めます。
- ・ 浄化槽については、保守点検と定期的な清掃及び検査が必要であることの周知、徹底に努めます。